

令和5年4月定例農業委員会議事録

1. 日時 令和5年4月7日(金) 16:00~17:00

2. 場所 本山町役場 議員控室

3. 出席委員(13名)

1番 川村 隆重(職務代理者)

2番 上田 亜矢子

3番 澤田 紀夫

4番 右城 雄一

5番 前田 博

6番 畠山 日出男

7番 松繁 康雄

8番 津田 洋介

9番 松葉 晶夫

10番 藤原 厚志

11番 澤田 博

12番 伊藤 彰信

14番 山下 文一(会長)

4. 欠席委員(1名)

13番 福島 敏仁

5. 欠席推進委員(1名)

長野 翔太

6. 農業委員会事務局

局長 田岡 明

書記 樋口 和代

7. 議事日程

議事録署名委員の指名 2番 上田 亜矢子 3番 澤田 紀夫

会議書記の指名 事務局書記 樋口 和代

第1 農地法第3条の規定による許可申請書の件

第2 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書の件

第3 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件

第4 利用権の終了(農用地利用集積計画)の件

第5 その他の件

・連絡事項等

・その他

事務局： ただいまより、4月定例会を開会いたします。
それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしくお願いいたします。

会 長： 挨拶・・・

それでは、議事録署名委員は、2番 上田 亜矢子 委員と3番 澤田 紀夫 委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の樋口となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。

P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2~P6 参考資料)

農地法第3条第2項の譲受人の農作業への従事日数(世帯員含めて150日以上)、機械等の保有状況、下限面積もクリアされており、問題はないと考えます。

現地確認は、令和5年3月1日に、川村 隆重 委員と前田 博 委員にお願いしました。

なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、議題1番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号1番については承認されました。

つづきまして、議題2番「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」審議番号1番について、提案いたします。

P7をご覧ください。P7(資料に基づき説明。)(8~21ページ 参考資料)

P8~9 現地の位置説明。

現地は伊勢川山で土佐町田井と本山町大石にまたがっているところで、令和2年5月に農地法第3条と第5条の許可をした案件です。

申請地では、昨年まで万次郎かぼちゃを生産していました。

また、坪井ホールディングス株式会社が上空を借りて、発電事業を行い、土佐町酪農組合が営農しています。営農をしながら太陽光発電を行う、営農型太陽光発電となります。

P12、P13に営農型発電設備の下部農地における営農について結果と対策をのせています。

P14に、営農状況について許可上の単収と年度毎の営農実績をのせています。

計画では、酪農組合が(株)ファーマーズれいほくに業務委託契約により万次郎かぼちゃを栽培し、8割以上の収量を生産することになっておりませんが、資金不足、人手不足、災害や異常気象の影響などをうけて思うような修了を確保することができなかった。P15、P16に(株)ファーマーズれいほくからの報告をのせていますが、収量目標40tを達成できな

かった原因が記載されています。

令和4年11月に、業務委託が解約されています。

酪農組合は、令和4年11月に(株) eneco と新たに業務委託契約を結び、万次郎かぼちゃではなく、品目を種子島紫(さつまいも)に変更して営農をしたいと考えています。

P17からP21まで(株) eneco が作成した初年度土づくり対策、土づくりイメージ図、作付け図をのせています。

第三者からの意見として、嶺北農業改良普及所から意見書をいただいています。

内容は、利用する農地について、営農計画書では営農型発電設備の下部農地であるが、営農計画資料では露地面への植栽が計画されている。この場合、植え付け面積は当該農地全体の半分以下と考えられる。当該条件の農地において、植え付け部分だけで目標としている慣行の8割(1500 kg/10a)の倍以上の単位面積あたり収量を実現した事例が確認できないため、実現を判断できない。数値については、整合性と精査が必用である。なお、土壌条件の改善に取り組む計画があることから、営農計画書における農地の石の除去、除草、表層土の耕耘、土壌改良などの土壌条件が計画どおりに充分改善されたうえで、当該農地全体に慣行栽培の本数の苗の飢え付けが行われ、また施肥、病害虫防除等の栽培管理が適切に行われ、超獣害対策や強風対策が講じられた場合は、慣行の8割の単位面積あたり収量が得られる可能性はあると考えられるとなっています。

また、農林水産省が出しているQ&Aに台風や天災などやむを得ない事情により、単収が減少する場合は、考慮されることとなっています。

P10、P11 現地確認は、令和5年4月4日に右城 雄一 委員と実施しました。

その際、(株) eneco の代表の方からお話をきかせてもらいました。

なお、現地確認をされました委員さんより補足説明があればお願いいたします。

右城委員： 現地確認をした際、(株) eneco の代表の方と話しをしました。現場は石等も多く土づくりなど大変ご苦労されているようでした。いままでの作り方が良くなかったのではないかと考えます。中々大変そうですが、作物を変更してやる気持ちはあるので、今の状況ではなんともいえない状況ですが、1年くらいたった状況をまたみてみたいと感じています。

会 長： ただいま提案説明のありました、審議番号1番について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員： さつまいもを作るとなると、イノシシなど有害鳥獣対策は大丈夫なのか

右城委員：いのししは出ていないと言っていました。野うさぎがいるので糞等の対策が必要と話していました。

委 員： いままで万次郎かぼちゃが出来ていなかったのに、さつまいもができるかどうか判らないが農地として活用していく必要があるのなら作って貰って貰うしかないのではないかと。

委 員： 農業委員会として、今回はやむおえず変更を認めることにするが、今後の状況を注視していく必要があると考える。

会 長： 他にご意見ご意見、ご質問はございませんか。他になければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題 2 番審議番号 1 番については承認されました。
続きまして、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 1 番について提案いたします。
P22 をご覧下さい。（資料に基づき説明。）（P23 参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題 3 番審議番号 1 番については承認されました。
つづきまして、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 2 番について提案いたします。
P22 をご覧下さい。（資料に基づき説明。）（P24 参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題 3 番審議番号 2 番については承認されました。
つづきまして、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 3 番について提案いたします。
P25 をご覧下さい。（資料に基づき説明。）（P26 参考資料）
本案件は、利用権再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題 3 番審議番号 3 番については承認されました。
つづきまして、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 4 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 3 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 4 番について提案いたします。

P25 をご覧下さい。(資料に基づき説明。)(P27 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号4番については承認されました。
つづきまして、議題3番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審
議番号5番について、事務局より説明をお願いします。
尚、5番 前田 博 委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議
番号5番について提案いたします。
P28 をご覧下さい。(資料に基づき説明。)(P29 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号5番については承認されました。
5番 前田 博 委員の入室を認めます。
つづきまして、議題3番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審
議番号6番、7番について、事務局より一括説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議
番号6番、7番について提案いたします。
まず、審議番号6番P28 をご覧下さい。(資料に基づき説明。)(P30 参考資料)
つづいて、審議番号7番P31 をご覧下さい。(資料に基づき説明。)(P33 参考資料)
本案件は、いずれも利用権設定で、新規の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号6番、7番については承認されました。
つづきまして、議題3番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審
議番号8番、9番について、事務局より一括説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議
番号8番、9番について提案いたします。
まず、審議番号8番P31 からP32 をご覧下さい。(資料に基づき説明。)(P34 参考資
料)
つづいて、審議番号9番P32 をご覧下さい。(資料に基づき説明。)(P35 参考資料)
本案件は、利用権設定で、審議番号8番は新規の案件、審議番号9番は再設定です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号8番、9番については承認されました。
つづきまして、議題4番「利用権の終了（農用地利用集積計画）について」審議番号1番、
2番について、事務局より一括説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4番「利用権の終了（農用地利用集積計画）について」審議番号1番、2
番について提案いたします。
P36をご覧ください。（資料に基づき説明。）（P37、P38参考資料）

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題4番審議番号1番、2番については承認されました。
つづきまして、議題5番「非農地証明願いの件について」審議番号1番について、事務局
より提案理由の説明、説明後確認された地元委員の補足説明があればお願いします。

事務局： それでは、議題5番「非農地証明願いの件について」審議番号1番について提案いたしま
す。
P39をご覧ください。（資料に基づき説明。）（P40～42 参考資料）
申請地は、平成21年に所有権移転登記がされていますが、中屋79-1については、昭
和48年頃自宅に自動車が入りできるように私道としており、現在も同様である。また、
中屋87は、平成元年12月に高角集落が生活道整備として拡張した際に提供し、現在生活
道となっている。今後は現況どりの道路へ地目変更を行う予定です。
現地確認は、令和5年3月31日に川村 隆重 委員と前田 博 委員に実施してもらっ
ています。なお、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま提案説明のありました、議題5番、審議番号1番について、ご意見、ご質問はご
ざいせんか。
無ければ、議題5番、審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いし
ます。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題5番、審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題6番「その他の件」にうつります。

各委員より報告があればお願いします。

会 長： 事務局より何かございませんか。

事務局：事務局連絡

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、5月11日（木）午前9時00分から本山町役場議場で、提案します。

会 長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは次回日程は、事務局提案どおりをお願いします。
他に何かございませんか。

委 員： ございません。

会 長： 無いようですので、4月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。